

令和8年5月8日

一廃協会員各位

一般社団法人
大阪市一般廃棄物適正処理協会
代表理事 木下 永績

第21回「定時社員総会」招集のご通知

拝啓 立夏の候、皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、第21回定時社員総会を下記のとおり開催致しますのでご出席を賜りたく、ご通知致します。なお、「書面による議決権行使」のご利用もご検討ください。

総会資料につきましては、5月度理事会で確定し、5月11日(月曜日)に協会ホームページの会員サイトに掲載いたしますので、お手数をおかけいたしますがご確認いただきますようお願い申し上げます。

つきましては、出欠等に関しまして(別紙 1・2・3)のいずれかを協会へご提出いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

(1) 「定時社員総会」

- 日時 令和8年5月30日(土) 午後2時30分 開会 (午後2時開場)
- 場所 大清連会館4階 研修室 大阪市浪速区恵美須西2-14-27
- 付議事項
第1号議案 2025年度 事業報告書及び収支報告書についての承認の件
第2号議案 理事欠員補充案についての承認の件
第3号議案 2026年度 事業計画案についての承認の件
第4号議案 会費の改定についての承認の件
第5号議案 会費の臨時減額についての承認の件
第6号議案 2026年度 収支予算案についての承認の件

(2) 出欠等の回答について

- 出席の方は、(別紙1) 出席通知 を、5月25日までに、ご提出ください。
- 欠席の方は、(別紙2) もしくは (別紙3) の、どちらかを、ご提出ください。
 - (別紙2) 委任状 5月25日まで ※ 必ず押印をして、
 - (別紙3) 議決権行使書面 5月29日まで どちらか1枚を ご提出ください。

※ 会場に駐車施設はございませんので、電車・バス等の公共交通機関の利用をお願いします。

※ 総会当日は、受付において事務局員が会員様の許可番号を口頭でお伺いします。

出席通知

一廃協 事務局 FAX 06-6648-5388

5/25(月)返信必着 > 出席の方は、(別紙1)出席通知

欠席の方は、(別紙2)委任状 もしくは (別紙3)議決権行使書面

(別紙1) ◆ 出席通知 ◆

私は5月30日開催の定時社員総会に出席して、議決権を行使致します。

令和8年5月 日

所属団体 (大清連 ・ 同衛 ・ 大廃協 ・ 新関西 ・ 個別)

許可番号

会社名

会員(代表者)氏名

(代理出席者

※会員の従業員の方が代理出席される場合は、その従業員は、会員の業許可上の役員又は政令使用人に限ります。

(別紙2) ◆ 委任状 ◆

私は5月30日開催の定時社員総会における議決権の一切の行使を

会員である※ 氏に委任を致します。

※委任の際の注意点は次のとおりです。

- ・協会員(代表者)である方に委任してください。
- ・無記名、及び議長(代表理事 木下永績 氏)への委任は無効の扱いとなります。
- ・総会を欠席される方への委任はできません。(委任者のご出欠を事前にご確認ください。)

令和8年5月 日

所属団体 (大清連 ・ 同衛 ・ 大廃協 ・ 新関西 ・ 個別)

許可番号

会社名

会員(代表者)氏名

印

必ず押印をお願いします。

返信先 : 一廃協事務局 { メール ippai-osc@ivy.ocn.ne.jp / FAX 06-6648-5388 }

※ 5月25日(月)までに、ご返信をお願いいたします。

令和8年5月 日

一般社団法人大阪市一般廃棄物適正処理協会 代表理事 様

議 決 権 行 使 書 面

私は、令和8年5月30日開催の第 21 回定時社員総会に、都合により出席できませんので、下記事項について書面をもって議決権を行使します。（賛成または反対○印を付けてください。）

第 1 号議案	2025 年度事業報告書及び収支報告書についての承認の件	賛成 : 反対
第 2 号議案	理事欠員補充案についての承認の件	賛成 : 反対
第 3 号議案	2026 年度事業計画案についての承認の件	賛成 : 反対
第 4 号議案	会費の改定についての承認の件	賛成 : 反対
第 5 号議案	会費の臨時減額についての承認の件	賛成 : 反対
第 6 号議案	2026 年度収支予算案についての承認の件	賛成 : 反対

以 上

（意見） ご意見がございましたら、ご記入ください。

許可番号 _____ 会社名 _____

協会員（代表者）氏名 _____ (印) (押印してください。)

返信先 : 一廃協事務局 { メール ippai-osc@ivy.ocn.ne.jp / FAX 06-6648-5388 }

※ 5月29日(金)までに、ご返信をお願いいたします。

社員総会における議決権の代理行使について【ご参考】

当協会の社員総会における決議の方法については、「定款」及び「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に則り、以下のとおりですので、ご注意ください。

① 社員(会員)が直接その議決権を行使する方法

★社員総会に出席して議決権を行使する。(定款第 19 条)

★書面により議決権を行使する。(一般社団法人法第 51 条)

② 社員(会員)が代理人によってその議決権を行使する方法(定款第 21 条)

★他の社員(会員)で、社員総会に出席する社員(会員)に委任する。

★社員(会員)の従業員が代理出席する。

ただし、その従業員は当該社員(会員)の許可上の役員又は許可上の政令使用人

※他の社員(会員)又は社員(会員)の従業員を代理出席させる場合は、代理権を証する書面(委任状)を協会に提出する必要があります。(定款第 22 条)

※一般社団法人大阪市一般廃棄物適正処理協会定款(抄)

(決議の方法)

第 19 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもって、これを決する。

(議決権の代理行使)

第 21 条 社員が社員総会において代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は次の者のいずれかに限る。

① 当法人の社員であり、かつ、当該社員総会に出席する者

② 当法人の社員の従業員

ただし、当該社員の廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める役員又は政令使用人

(代理権を証明する書面の提出)

第 22 条 社員は、代理人によってその議決権を行使する場合には、当該社員又は代理人は、代理権を証する書面(委任状)を当法人に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、社員総会ごとにしなければならない。

※一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(抄)

(書面による議決権の行使)

第 51 条 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、法務省令で定める時までに当該記載をした議決権行使書面を一般社団法人に提出して行う。

2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入する。

3 (以降、省略)